

経営者・人事・労務・安全衛生の担当者各位

(厚生労働省平成 31 年度委託事業受託)  
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会沖縄支部  
沖縄労働局労働基準部健康安全課

## 職場における受動喫煙防止対策に係る説明会の開催について

今般、平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法が平成 30 年 7 月 25 日に公布され、令和元年 7 月 1 日より病院、学校、行政機関、児童福祉施設等が屋内及び敷地内全面禁煙等になりました。令和 2 年 4 月 1 日からは、最も受動喫煙することが多い場所とされる飲食店、職場、遊戯施設等が原則禁煙になります。また、職場の受動喫煙防止対策は事業者の努力義務として、平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 82 号）が公布され、施行されていますが、厚生労働省では、受動喫煙を防止するために、受動喫煙防止対策に取り込む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。

この度、その一環として「職場の受動喫煙防止対策」について事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の皆さまのご理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を全国で実施します。県内でも下記の予定で行うことになりました。

つきましては、ご多忙とは存じますが、本事業の趣旨をご理解頂き、是非とも職場の受動喫煙防止対策に係る説明会にご出席を賜りますようご案内申し上げます。

### 記

1. 対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者等
2. 日時：令和元年 10 月 16 日（水）9：30～12：00
3. 場所：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 3 丁目 1 番 1 号  
沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室  
※満車の場合は那覇第 2 地方合同庁舎の駐車場をご利用下さい。
4. 内容：(1)受動喫煙による健康への有害性  
(2)受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、行政の取組等  
(3)受動喫煙防止対策助成金について  
(4)職場における推進体制等及び施設整備等について  
(5)受動喫煙防止対策の好事例の紹介
5. 定員：100 名（先着順）
6. 参加費及びテキスト代無料
7. 参加申込み：申込みは、参加申込書にご記入頂き、沖縄労働局労働基準部健康安全課宛 10 月 9 日までにお申し込み下さい。（受講票等は送付無し）

沖縄労働局労働基準部健康安全課 宛て  
FAX 098-862-6793

## FAX 送信状

### 職場の受動喫煙防止対策に係る説明会参加申込書

|        |     |
|--------|-----|
| ご参加者氏名 |     |
| 事業所名   |     |
| 事業所住所  | 〒   |
| 電話番号   | TEL |
| ご担当者氏名 |     |

☆参加申込書にご記入頂いた情報は、本講習以外では使用致しません。